

プレスリリース [2022 年 10 月 3 日]

(計 2 枚)

自立支援医療・補装具費等の自己負担上限額等の決定誤りについて

自立支援医療（更生医療）の自己負担上限額の決定、及び補装具費・日常生活用具の支給決定において、18 人に対し誤った決定をしていたことが判明しましたので、報告いたします。

■ 概 要

自立支援医療（更生医療）の自己負担上限額の決定、及び補装具費・日常生活用具の支給決定は、申請者の世帯の各年の市民税所得割額をもとに決定します。

この決定に用いる市民税所得割額の算定にあたり、一部の控除を加算または減算して算定すべきところを、加算または減算せずに算定していました。

このことにより、自立支援医療（更生医療）においては、自己負担上限額を本来より高い金額、又は低い金額で決定していました。

また、補装具費・日常生活用具については、所得超過で給付対象外の方に支給決定をしていました。

■ 原 因

自立支援医療（更生医療）・補装具費等の自己負担上限額等の決定における市民税所得割額について、職員が誤った認識により算定していたため。

■ 対象者数・影響額（2017 年度～）

対象者数：18 人（追加給付 11 人、返還請求 7 人）

影 響 額：追加給付対象額 587,520 円

返還請求対象額 3,989,290 円

制度	対象者数			影響額	
	追加給付	返還請求	合計	追加給付対象額	返還請求対象額
自立支援医療(更生医療)	11人	3人	14人	587,520円	35,000円
補装具費	0人	2人	2人	0円	1,135,196円
日常生活用具	0人	2人	2人	0円	2,819,094円
合計	11人	7人	18人	587,520円	3,989,290円

■ 対象者への対応

対象者にお詫びするとともに、追加給付または返還手続きのご案内を送付しました。

■ 再発防止策

システムが自動算定した市民税所得割額をもとに支給判定を行う運用に改めました。税制改正等の際には、改正内容の確認と改正後の運用方法を複数人で検証を行うとともに、職員への周知徹底を目的とした研修を実施します。また、定期的なマニュアル点検の実施により、適切な運用が継続できるようにすることで、再発防止に努めます。

■ 本件に関するお問い合わせ先

地域福祉部 障がい福祉課長 金子 TEL 042-724-2147